

使用料規程 新旧対照表

新規規程	旧規程	変更理由																		
<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 使用料規程</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月 1日届出 一部変更 平成18年9月 8日届出 一部変更 平成20年3月 7日届出 一部変更 平成22年6月28日届出 一部変更 平成24年4月13日届出 一部変更 平成25年3月 1日届出 一部変更 平成26年3月18日届出</p> <p>(略)</p> <p>第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化) 番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 衛星放送を行う放送事業者が放送するテレビ番組(コマーシャルを除く。)</p> <table border="1" data-bbox="103 1333 1157 1858"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>情報料又は広告料等収入がある場合</th> <th>収入がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">レコード実演使用時間比</td> <td>a. 50%超</td> <td>情報料及び広告料等収入の 4.35%</td> <td>1時間当たり2.4円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>b. 20%超 50%以下</td> <td>情報料及び広告料等収入の 3.10%</td> <td>1時間当たり1.2円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>c. 20%以下</td> <td>情報料及び広告料等収入の 1.25%</td> <td>1時間当たり0.4円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最低使用料</td> <td colspan="2">1サービスメニューあたり月額25,000円とする</td> </tr> </tbody> </table>			情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合	レコード実演使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 4.35%	1時間当たり2.4円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.10%	1時間当たり1.2円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の 1.25%	1時間当たり0.4円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額	最低使用料		1サービスメニューあたり月額25,000円とする		<p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 使用料規程</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月 1日届出 一部変更 平成18年9月 8日届出 一部変更 平成20年3月 7日届出 一部変更 平成22年6月28日届出 一部変更 平成24年4月13日届出 一部変更 平成25年3月 1日届出 <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4条 (放送番組に使用されたレコード実演の送信可能化) 番組を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>改正履歴を追加した。</p> <p>衛星テレビ放送番組を放送と同時にストリーム送信する場合の規程を追加した。</p>
		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合																	
レコード実演使用時間比	a. 50%超	情報料及び広告料等収入の 4.35%	1時間当たり2.4円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額																	
	b. 20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 3.10%	1時間当たり1.2円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額																	
	c. 20%以下	情報料及び広告料等収入の 1.25%	1時間当たり0.4円に番組当たり 総ストリーム時間を乗じて得た額																	
最低使用料		1サービスメニューあたり月額25,000円とする																		

使用料規程 新旧対照表

新規程	旧規程	変更理由
<p>(4) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送する番組 レコード実演数にかかわらず、年額 30,000 円とする（利用期間が 1 年に満たない場合は月額 3,000 円に利用月数を乗じた額とし、上限を 30,000 円とする）。</p> <p>(5) その他の番組 上記（1）（2）（3）(4) 以外の番組を送信可能化する場合の使用料は、利用者と協議のうえ、その使用料を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(本章の備考)</p> <p>(略)</p> <p>(2) この章における使用料に関する取扱いは以下のとおりとする。 ① 非営利教育機関の使用料の取扱い</p> <p>1. (4) 及び 2. (3) にかかわらず、当該規定に係る利用を併用する場合については、1. (4) の使用料を上限とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の日)</p> <p>1. 本規程は、平成 14 年 4 月 1 日から実施するものとする。</p> <p>2. 本規程のうち、第 3 条乃至第 12 条は、平成 18 年 10 月 8 日から実施するものとする。</p> <p>3. 本規程のうち、「第 3 条の 3. 衛星放送を行う放送事業者の放送用録音等」、「第 3 条の 5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者の放送用録音等」および「第 4 条の 1 (2). コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組（コマーシャルを除く）」の規定については、平成 20 年 4 月 7 日から実施する。</p> <p>4. 本規程のうち、第 11 条は平成 22 年 7 月 29 日から実施する。</p> <p>5. 本規程のうち、第 1 条は平成 24 年 5 月 14 日から実施する。</p> <p>6. 本規程のうち、第 11 条は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>7. 本規程のうち、第 4 条第 1 項 (3) は平成 26 年 4 月 18 日から実施する。</p>	<p>(3) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送する番組 レコード実演数にかかわらず、年額 30,000 円とする（利用期間が 1 年に満たない場合は月額 3,000 円に利用月数を乗じた額とし、上限を 30,000 円とする）。</p> <p>(4) その他の番組 上記（1）（2）（3）以外の番組を送信可能化する場合の使用料は、利用者と協議のうえ、その使用料を定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(本章の備考)</p> <p>(略)</p> <p>(2) この章における使用料に関する取扱いは以下のとおりとする。 ① 非営利教育機関の使用料の取扱い</p> <p>1. (3) 及び 2. (3) にかかわらず、当該規定に係る利用を併用する場合については、1. (3) の使用料を上限とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(実施の日)</p> <p>1. 本規程は、平成 14 年 4 月 1 日から実施するものとする。</p> <p>2. 本規程のうち、第 3 条乃至第 12 条は、平成 18 年 10 月 8 日から実施するものとする。</p> <p>3. 本規程のうち、「第 3 条の 3. 衛星放送を行う放送事業者の放送用録音等」、「第 3 条の 5. 有線ラジオ放送を行う有線放送事業者の放送用録音等」および「第 4 条の 1 (2). コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組（コマーシャルを除く）」の規定については、平成 20 年 4 月 7 日から実施する。</p> <p>4. 本規程のうち、第 11 条は平成 22 年 7 月 29 日から実施する。</p> <p>5. 本規程のうち、第 1 条は平成 24 年 5 月 14 日から実施する。</p> <p>6. 本規程のうち、第 11 条は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>新使用料規程第 4 条 (3) を新設した為、号数を変更した。</p> <p>新使用料規程第 4 条 (3) を新設した為、号数を変更し、号数を追加した。</p> <p>新使用料規程第 4 条 (3) を新設した為、号数を変更した。</p> <p>実施期日を追加した。</p>